法人版事業承継税制の特例措置に関する質問主意書（長友よしひろ提出）
金融経済教育推進機構が掲げる重要業績評価指標の進捗に関する質問主意書（水沼秀幸提出）
特定の企業に税金を値引きする不透明な租税特別措置に関する質問主意書（長妻昭提出）

質問書転送

十一月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。
太陽光発電と建築基準法に関する質問主意書
スルガ銀行及びＳＢＩアルヒの不正融資問題に関する行政横断的対応及び被害者救済の実効性確保に関する質問主意書
戦争史料が散逸しないための戦争博物館設立等に関する質問主意書

議事日程

十一月二十七日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第六号
令和七年十一月二十七日（木曜日）
午後一時開議
第一　気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案（文部科学委員長提出）
第三　医療法等の一部を改正する法律案（第二百十七回国会、内閣提出）

参議院

議案受領（予備審査）

十一月二十六日衆議院から次の議案が送付された。
自動車税及び軽自動車税の環境性能割並びに自動車税及び軽自動車税の種別割の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（向山好一外一名提出）（衆第三号）
自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健外一名提出）（衆第四号）

議案付託

十一月二十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）
内閣委員会に付託
更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）
法務委員会に付託

質問主意書提出

十一月二十六日議員から次の質問主意書が提出された。
東京外かく環状道路の事業再評価に関する質問主意書（山添拓提出）（第五二号）
日米地位協定第二条第一項（ａ）が規定する施設・区域の外における在日米軍の活動及び施設設営に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第五三号）

質問主意書転送

十一月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。
高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における台湾の帰属及び国家性の認識並びに台湾の「我が国と密接な関係にある他国」該当性に関する質問主意書（辻元清美提出）（第四八号）
高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における「戦艦」の意義等に関する質問主意書（辻元清美提出）（第四九号）
高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁と日中平和友好条約との関係に関する質問主意書（辻元清美提出）（第五〇号）
消費税のいわゆる「益税」に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五一号）

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第二号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和七年十一月二十八日
国立国会図書館長　倉田　敬子
国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則
国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。
第六十条第三号中「管理」の下に「の総括」を加える。
第六十五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、令和七年十二月十七日から施行する。

人事異動

内　閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣高市早苗は十一月二十一日南アフリカ共和国へ出張のため出発した。
（水産庁増殖推進部長）農林水産事務官　福島　一
（欧州局ロシア課長）外務事務官　神田　鉄平
日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定に基づく日ソ漁業委員会第四十二回会議日本政府代表代理を命ずる
期間は本件協議の議事録が正式署名される日までとする（各通）（十一月二十一日）
（堺簡易裁判所判事・大阪地方裁判所判事兼大阪家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　山地　修
判事兼簡易裁判所判事に任命する
（大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　横田　昌紀
簡易裁判所判事兼判事に任命する（以上十一月二十三日）
○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣高市早苗は南アフリカ共和国へ出張のところ十一月二十四日帰朝した。
○環境大臣臨時代理解職
国務大臣　鈴木　憲和
環境大臣石原宏高帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　鈴木　憲和
内閣府特命担当大臣石原宏高帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を免ずる（以上十一月二十四日）

内閣府

冨田　珠代
願に依り金融審議会委員を免ずる（十一月二十七日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、十一月二十五日午後六時二十分御出門、第二十五回夏季デフリンピック競技大会東京二〇二五を御覧のため、東京アクアティクスセンター（江東区）へ行幸啓、同十時十四分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年十一月二十八日
東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	四号
(三) 占用を制限する区域	盛岡市津志田町一丁目一〇一番一一から同市南仙北二丁目二三番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
備考	